

日の出町公共下水道事業 地方公営企業法適用基本計画

令和4年5月
日の出町



日の出町 ひのでちゃん

目 次

1	はじめに.....	1
1.1	基本計画の目的.....	1
1.2	基本計画の位置付け.....	1
2	下水道事業の概要.....	2
2.1	下水道事業の概要.....	2
2.2	日の出町下水道事業の現状.....	3
2.2.1	下水道事業の整備状況.....	3
2.2.2	下水道事業の収支状況.....	5
2.2.3	下水道事業の運営組織.....	7
2.3	日の出町下水道事業の課題.....	7
3	官公庁会計と公営企業会計.....	9
3.1	地方公営企業とは.....	9
3.2	官公庁会計と公営企業会計の相違点.....	9
3.3	公営企業会計の特徴.....	10
3.3.1	発生主義.....	10
3.3.2	期間損益計算.....	10
3.3.3	複式簿記.....	12
3.3.4	資産、負債及び資本の概念.....	12
4	本町の下水道事業が法適用する目的.....	13
4.1	本町の下水道事業が法適用する経緯.....	13
4.2	法適用による効果.....	15
4.3	本町の下水道事業が法適用する目的.....	16
5	地方公営企業法適用の基本方針.....	17
5.1	対象事業.....	17
5.2	法適用時期.....	17
5.3	法適用の範囲.....	17
5.3.1	一部適用（財務適用）と全部適用.....	17
5.3.2	管理者の設置.....	18
5.3.3	組織体制.....	18
5.3.4	職員の身分等の整理.....	19
5.3.5	一部適用・全部適用のメリット・デメリット.....	19
5.3.6	本町における法適用の範囲.....	20
5.4	法適用スケジュール.....	20
6	固定資産調査及び評価業務.....	21
6.1	目的と対象資産.....	21

6.1.1 固定資産調査及び評価業務の目的	21
6.1.2 固定資産調査及び評価業務の対象資産	21
6.2 作業項目	22
6.2.1 資産調査及び管理単位の整理	22
6.2.2 資産整理における作業項目の主なもの	24
6.3 調査基本方針の策定	25
6.3.1 固定資産調査要綱の策定	25
6.4 決算書の整理	25
6.5 資産関連資料の収集	26
6.6 工事関連情報の整理	26
6.6.1 年度別工事一覧の作成	26
6.6.2 間接費の把握	27
6.7 資産調査・整理	27
6.7.1 下水道事業における固定資産の区分	27
6.7.2 下水道事業における固定資産の耐用年数	27
6.8 資産評価	29
6.8.1 資産評価と固定資産データ作成	29
6.8.2 資産管理図作成	29
6.9 資産評価における個別検討事項	29
6.9.1 受贈資産の取り扱い	29
6.9.2 除却資産の取り扱い	29
6.9.3 不明資産の取り扱い	30
7 法適用移行業務	31
7.1 法適用移行業務の概要	31
7.2 例規等の作成等について	31
7.3 関係部局との調整等	33
7.4 職員研修	34
7.5 収支計画策定	35
7.6 公営企業会計システム導入検討	35
8 法適用に向けた課題	35

本基本計画における参照法令等については、次の略称を用いている。

凡 例

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）	法
地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）	令
地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）	則
地方公営企業資産再評価規則（昭和 27 年総理府令第 74 号）	再評価則
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	自治法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）	自治令
地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）	地財法
地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）	地財令

1 はじめに

1.1 基本計画の目的

本町の公共下水道事業（以下、「下水道事業」という。）の地方公営企業法の適用（以下、「法適用」という。）にあたり、課題や条件を整理し具体的な対応策の検討を行い、円滑に法適用を行うことを目的として、本基本計画を策定する。

1.2 基本計画の位置付け

「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知）により、法を適用していない事業について、法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することを要請され、人口 3 万人未満の市区町村の下水道事業について、遅くとも令和 6 年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められている。

それゆえ、本町の下水道事業において、令和 6 年 4 月からの法適用に向けた移行事務の取り組みに際して、本町の下水道事業が法適用する目的、経緯・法適用対象事業・法適用の範囲・法適用時期などを取りまとめ、法適用による効果、課題の整理を行う。これらを説明するために、現行の官公庁会計と法適用後の公営企業会計の会計方式の相違点についても整理する。

また、法適用の範囲（一部適用・全部適用）を検討するために、管理者の設置、組織体制、職員の身分等の整理を行い、本町が法適用した場合の一部適用・全部適用それぞれのメリット、デメリットを明らかにする。

本基本計画の位置付けは以下のとおりである。

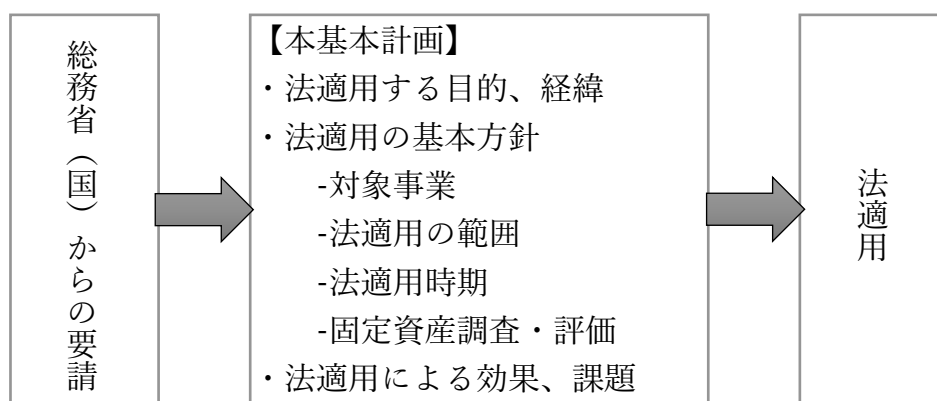


図 1-1 本計画の位置付け

2 下水道事業の概要

2.1 下水道事業の概要

本町は、東京都の西部、都心より 50km 圏内に位置し、東部はあきる野市（旧秋川市）、北部は青梅市、南西部はあきる野市（旧五日市町）に接している。

本町は、西に秩父多摩甲斐国立公園の表玄関口となる標高 902 メートルの日の出山がそびえ、清流を起こる多摩川・秋川を左右にその中間に位置しており、中央部を西から東にかけて平井川がゆるやかに流れている。

本町の下水道計画は、昭和 55 年 3 月に建設大臣（現・国土交通大臣）から承認を受けた東京都の「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」（以下、「流総計画」という。）により「多摩川流域下水道計画（秋川処理区）」（以下、「流域下水道計画」という。）に含まれており、流域下水道計画は、昭和 56 年 11 月に都市計画決定され、昭和 58 年 1 月に事業計画の認可を受けている。

本町の下水道事業は、流域下水道計画の進捗に伴い、昭和 55 年 3 月に公共下水道基本計画を策定し、昭和 57 年 12 月に都市計画決定を行い、昭和 59 年 11 月に多摩川流域関連公共下水道（多摩川右岸流域下水道秋川処理区）として事業認可を受け、昭和 60 年 4 月から事業に着手し、平成 4 年 11 月から一部供用開始しており、平成 22 年度末に人口普及率が概成¹100%に達している。なお、本町の下水道事業の事業計画において、雨水については、在来の施設により排除可能と判断されるため、污水対策を優先するとされ、雨水に関する事業計画の定めはない。

表 2-1 日の出町 下水道事業のあゆみ

年月	日の出町	東京都
昭和 55 年 3 月	日の出町公共下水道基本計画 策定	流総計画 承認
昭和 56 年 11 月	—	流域下水道計画 都市計画決定
昭和 57 年 12 月	秋多都市計画下水道 日の出町公共下水道 都市計画決定	—
昭和 58 年 1 月	—	流域下水道計画 事業計画認可
昭和 59 年 11 月	日の出町公共下水道事業 事業認可	—
平成 4 年 11 月	一部供用開始	—
平成 13 年度	市街化が予想される市街化調整区域における整備開始	—
平成 16 年 2 月	事業計画面積を 700ha に変更 (昭和 59 年以降、5 回の変更後)	—
平成 23 年 3 月	下水道処理人口普及率 100%概成	—

（「東京都流域下水道 50 年のあゆみ」、「日の出町公共下水道事業計画（変更）協議書（第 1 回変更） 平成 27 年度」、「日の出町町勢要覧 2015」より作成）

¹ 概成とは、99.5%以上普及している状況をいう。

2.2 日の出町下水道事業の現状

2.2.1 下水道事業の整備状況

本町の下水道事業の計画図は以下のとおりである。

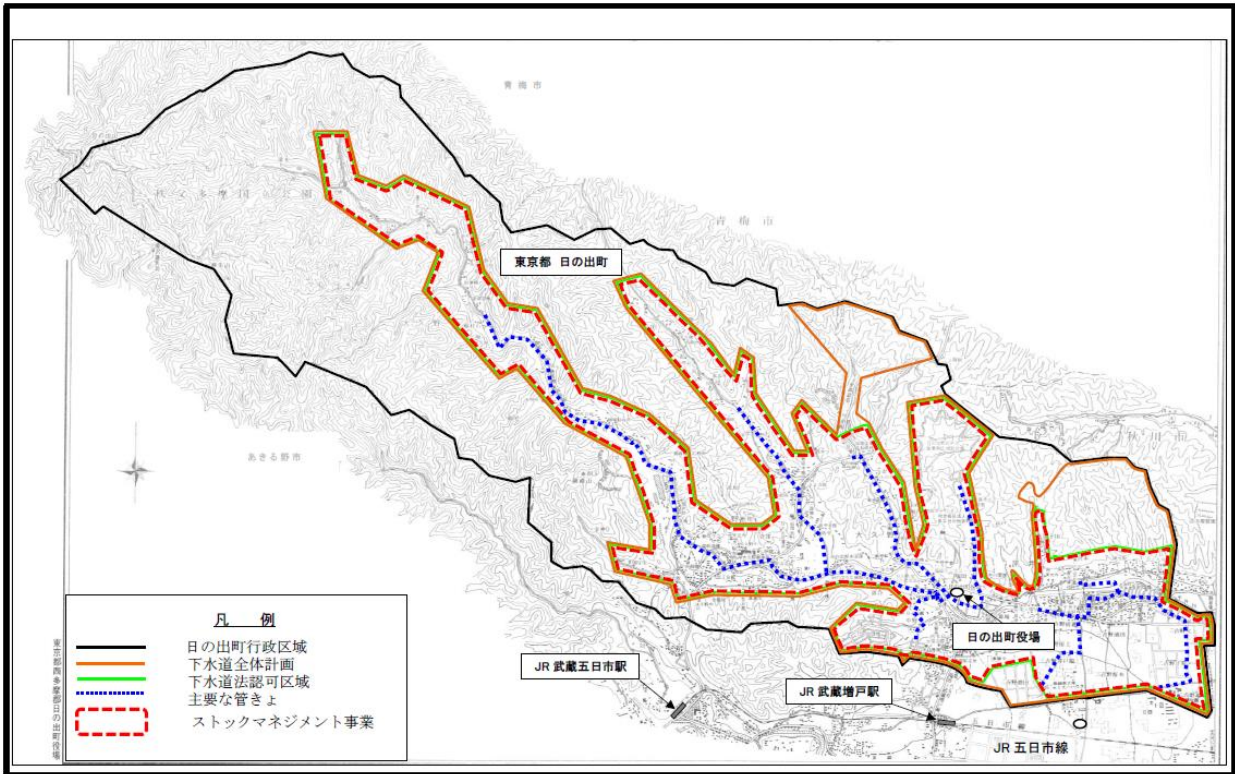


図 2-1 下水道事業計画図

本町の下水道事業の排除方式は分流式で、管渠の敷設延長は令和 2 年度末時点で污水管 126km であり、ポンプ場は設けておらず、汚水処理は東京都が管理する汚水処理場（八王子水再生センター）にて行われている。本町の下水道事業の状況は以下のとおりである。

表 2-2 日の出町 下水道事業の状況の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口(人)	16,542	16,800	16,800	16,933	17,059	17,033	17,003	16,872	16,705	16,647	16,563
全体計画人口(人)	17,800	17,800	17,800	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
現在処理区域内人口(人)	16,538	16,796	16,981	16,930	17,054	17,028	16,998	16,867	16,700	16,642	16,556
現在水洗便所設置済人口(人)	15,794	16,104	16,377	16,365	16,594	16,608	16,567	16,448	16,284	16,226	16,142
現在処理区域面積(ha)	527	527	527	527	527	527	527	527	527	527	527
管渠布設延長(km)	120	120	123	123	123	123	123	123	123	123	126
汚水処理水量(m ³)	2,726,920	2,896,456	2,726,978	2,727,784	2,823,426	2,928,271	2,832,343	2,862,396	2,860,751	3,293,110	3,046,266
年間有収水量(m ³)	2,492,808	2,545,070	2,475,346	2,418,674	2,552,946	2,530,613	2,451,090	2,444,088	2,453,582	2,564,148	2,456,822
処理区域内人口密度(人/km ²)	3,138.14	3,187.10	3,222.20	3,212.52	3,236.05	3,231.12	3,225.43	3,200.57	3,168.88	3,157.87	3,141.56
普及率(%)	99.98%	99.98%	101.08%	99.98%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.96%
有収率(%)	91.41%	87.87%	90.77%	88.67%	90.42%	86.42%	86.54%	85.39%	85.77%	77.86%	80.65%
水洗化率(%)	95.48%	95.86%	97.48%	96.65%	97.27%	97.50%	97.44%	97.49%	97.48%	97.47%	97.46%

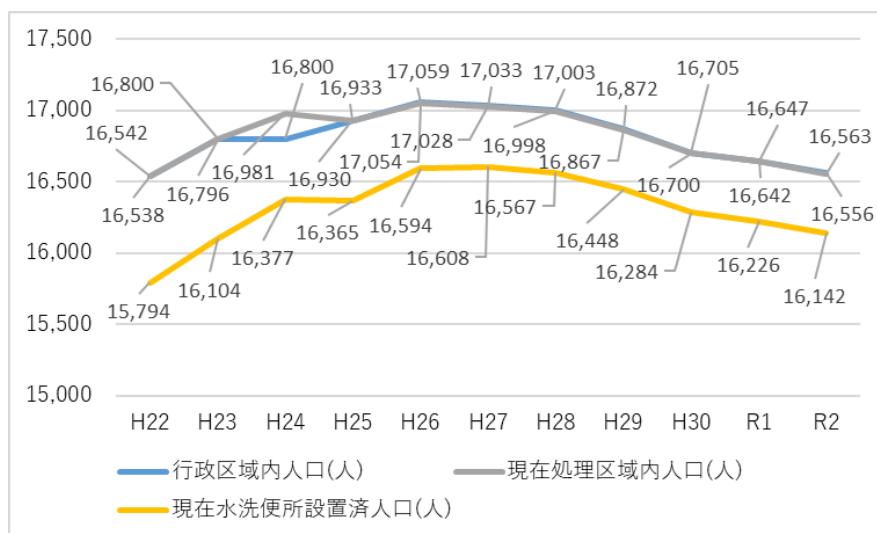


図 2-2 下水道関連の人口推移

現在処理区域内人口は平成 26 年度以降ならかな減少傾向にあり、水洗便所設置済人口と現在処理区域内人口の乖離が生じたままとなっている。

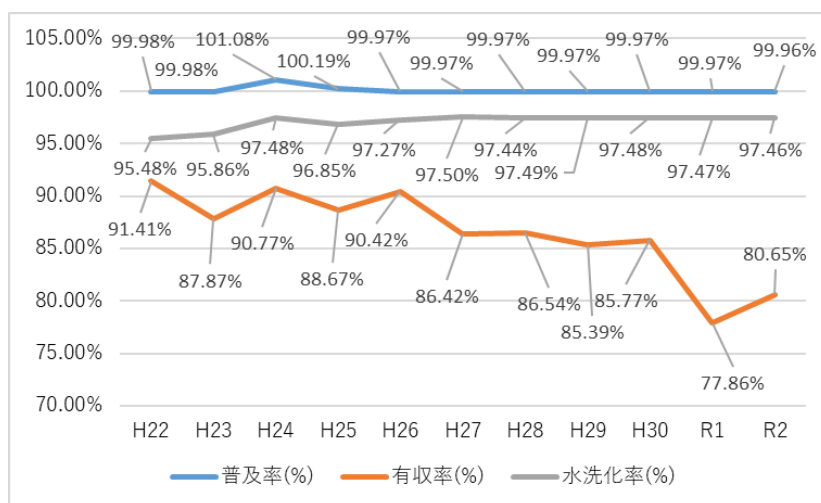


図 2-3 普及率・有収率・水洗化率の推移

普及率は 100%概成に達しているものの、水洗化率は 97.5%程度で推移しており、有収率は減少傾向にある。

2.2.2 下水道事業の収支状況

本町の下水道事業の歳入の推移は以下のとおりである。

表 2-3 日の出町 下水道事業 歳入の状況

(単位：百万円)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
下水道使用料	452	463	433	427	461	440	432	436	434	481	449
国庫支出金	0	0	0	0	1	0	2	7	6	0	12
都支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	400	373	383	358	373	449	418	376	386	326	331
繰越金	30	54	39	49	9	36	30	20	15	23	37
起債	0	8	66	92	68	54	60	75	87	73	43
その他	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
歳入合計	882	898	922	928	914	979	942	914	928	903	872
(一般会計繰入金内訳)											
基準内繰入金	271	274	258	256	273	263	259	358	353	326	331
基準外繰入金	129	99	124	102	100	186	159	18	33	0	0

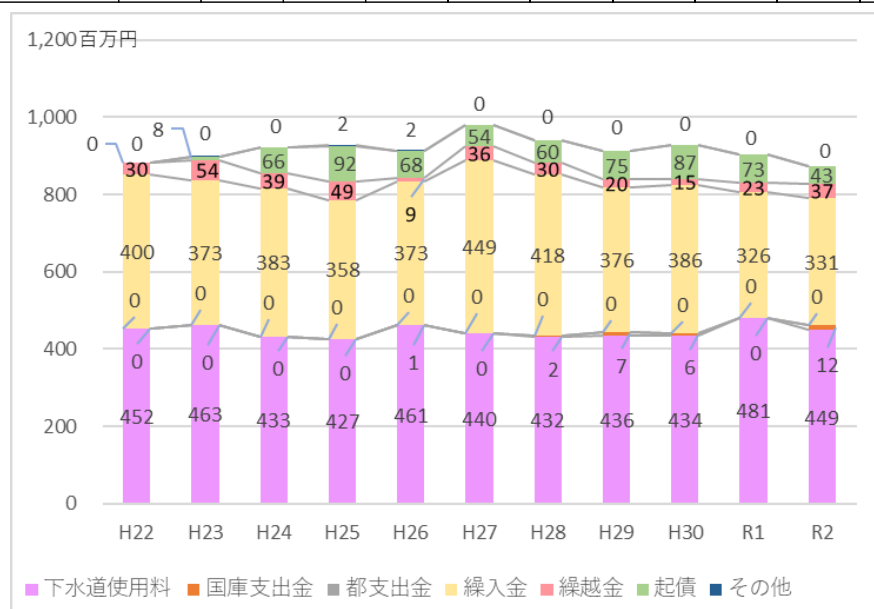


図 2-4 下水道事業の歳入の推移

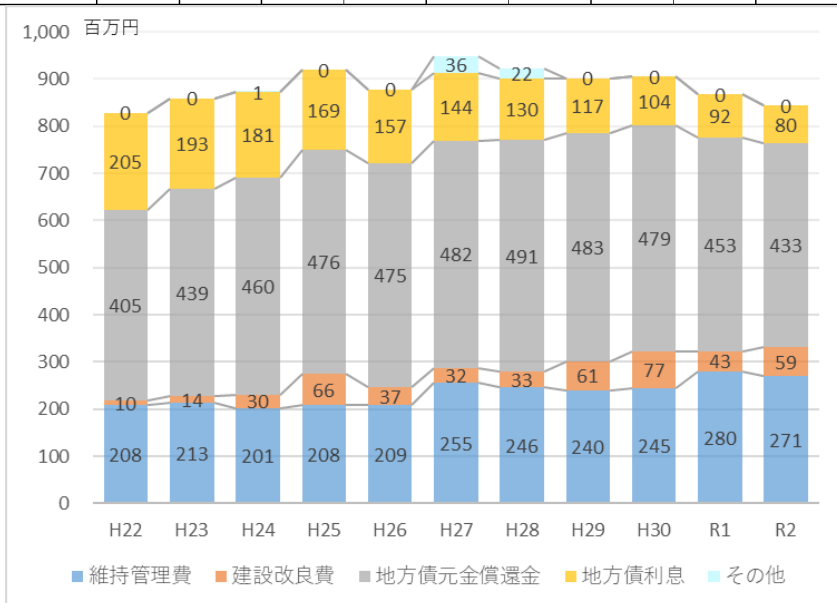
本町の下水道事業の歳入は、使用料収入のおよそ 50%を大口事業所数社が占めており、その使用料収入は各事業所の特性から年度ごとに大きく増減する特性がある。

また、普及率は 100%概成に達し、全体計画に対する進捗状況を表す進捗率（全体計画人口に占める現在処理区域内人口の割合）も令和 2 年度末時点で 117%を超えており、新たな管渠の整備がないことから起債による収入は少なく、使用料収入と一般会計繰入金で歳入の約 9 割となっている。歳入の約 4 割を占める一般会計繰入金は、総務省から毎年度通知される「繰出基準」に基づく繰入金（基準内繰入金。一般会計等が負担すべき経費）と、「繰出基準」に基づかない繰入金（基準外繰入金）に区分されるが、本町の下水道事業の基準外繰入金は令和元年度にゼロとなるなど低い水準に抑制されている。

本町の下水道事業の歳出の推移は以下のとおりである。

表 2-4 日の出町 下水道事業 歳出の状況

(単位：百万円)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
維持管理費	208	213	201	208	209	255	246	240	245	280	271
建設改良費	10	14	30	66	37	32	33	61	77	43	59
地方債元金償還金	405	439	460	476	475	482	491	483	479	453	433
地方債利息	205	193	181	169	157	144	130	117	104	92	80
その他	0	0	1	0	0	36	22	0	0	0	0
歳出合計	828	859	873	919	878	949	922	901	905	867	843



本町の下水道事業の歳出は、平成 25 年度に公債費がピークとなり、その後減少に転じているものの、令和 2 年度決算においては歳出総額の 60.8%が公債費であり負担が大きい状況にある。

維持管理については、迅速かつ効率的な緊急対応と長期間の維持管理業務にかかるノウハウ活用を可能にするため、平成 16 年度より公益財団法人東京都都市づくり公社に、維持管理業務委託を行なっている。

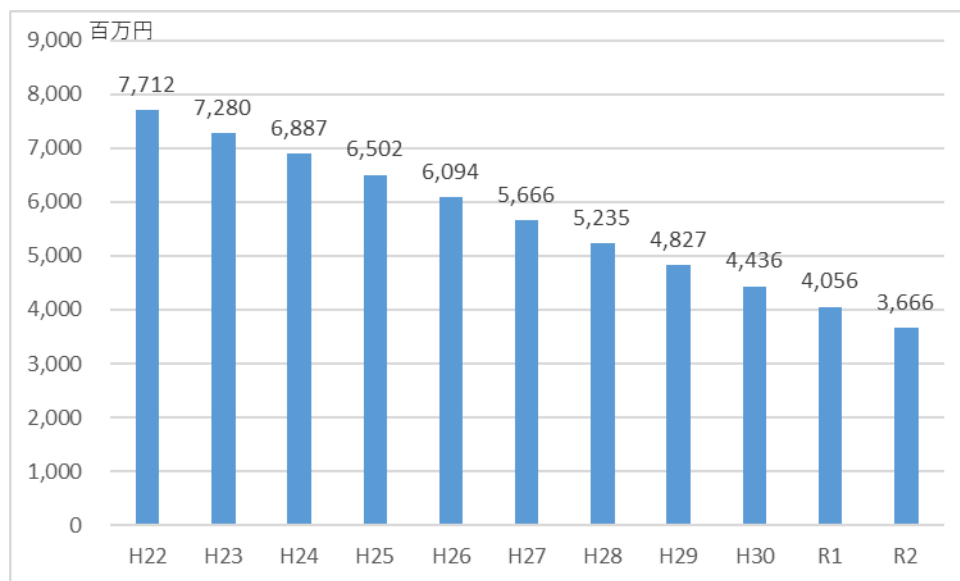


図 2-5 地方債現在高の推移

なお、令和 2 年度時点での公債費負担は大きいものの、地方債現在高は、平成 22 年度末と比較して令和 2 年度末時点で約 47%程度まで減少しているが、今後ストックマネジメントによる改築更新による起債とそれに伴う公債費の増加が見込まれる。

2.2.3 下水道事業の運営組織

維持管理業務・使用料徴収業務の一部委託を活用することにより、組織の効率化と経費節減を図ることが可能となり、令和 2 年現在では、職員 3 名にて運営している。

表 2-5 日の出町 下水道事業 職員数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
損益勘定所属職員(人)	1	0	2	3	3	4	4	4	3	3	3
資本勘定所属職員(人)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員数合計	3	2	2	3	3	4	4	4	3	3	3

2.3 日の出町下水道事業の課題

水洗化率が 97.5%程度で推移し、水洗便所設置済人口と現在処理区域内人口の乖離が生じたままとなっていることから、公共下水道への接続を推進することによる、水洗化率向上が課題となる。

令和 2 年度末時点で 30 年以上を経過する管路が 21%で老朽化しており、既存管路の長寿命化と、効率的かつ予防保全的な維持管理体制への移行のため、日の出町公共下水道事業ス

ストックマネージメント実施方針の策定と適切な実施が課題となる。

さらに、公債費負担が大きくその財源の多くを一般会計繰入金で賄う現状と今後ストックマネージメントによる改築更新により起債が増加する見通しであることから、将来的な財政力に見合う事業経営を安定的に継続できる体制づくりも課題となる。

合わせて、当町の使用料収入の約5割を占める町内大口事業所における使用料収入の増加も見込められないことから、上述の水洗化率の向上に加えて、使用料の見直しの検討についても課題となる。

3 官公庁会計と公営企業会計

3.1 地方公営企業とは

地方公営企業とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことをいい、一般行政事務に要する経費が租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金（使用料）収入によって維持されることを基本とする。

3.2 官公庁会計と公営企業会計の相違点

官公庁会計は、予算統制（支出の統制）に優れており、歳入（収入）と歳出（支出）により現金収支を明確にできるものの、資産の状況の把握や発生主義に基づく当該年度に必要な経費（減価償却費）の認識など経営管理に必要な情報は十分とはいえない。

一方、公営企業会計は、投資により建設した下水道施設を使用して下水道事業を運営し、投資に要した費用の回収と合わせて利益をあげるという、企業活動に伴い発生する資産、負債、資本、費用、収益の適切な把握に優れている。

すなわち、公営企業会計で建設改良に要した費用は、供用を開始した年度に固定資産として計上された後、その翌年度より耐用年数に応じて期間配分（減価償却）されることで、取得した資産を使用した各年度において関連する収益と費用が記録されることとなる。

官公庁会計と公営企業会計の主な相違点は以下のとおりである。

表 3-1 官公庁会計と公営企業会計の主な相違点

項目	官公庁会計	公営企業会計
認識基準	<u>現金主義</u> （現金の収入・支出という事実に基づいて会計処理を行う）	<u>発生主義（3.3.1 参照）</u> （現金の収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づき、会計処理を行う）
期間損益計算	なし	あり（減価償却、引当金）（3.3.2 参照）
記録方式	<u>単式簿記</u> （経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う記録方法）	<u>複式簿記（3.3.3 参照）</u> （経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う記録方法）
要素・科目	歳入 歳出	資産 負債 資本（3.3.4 参照） 費用 収益
重点	支出の規制	事業の効率的運営
予算	歳入歳出予算	収益的収支・資本的収支予算
出納整理	出納整理期間有	出納整理期間無

3.3 公営企業会計の特徴

公営企業会計は、民間企業の会計基準に近い形で財務諸表等を作成する会計制度であり、法第6条及び第3章等により、自治法並びに地財法及び地公法に対する特例として財務規定等が定められている。その主な特徴は以下のとおりである。

3.3.1 発生主義

発生主義とは、現金の収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づき、会計処理を行う方法をいう。

公営企業の経済的活動を正確に把握して的確な経営方針を樹立するとともに、住民に対して企業活動の状況を報告するために、その損益及び資産の状態を適切に把握することを目的として採用されている。

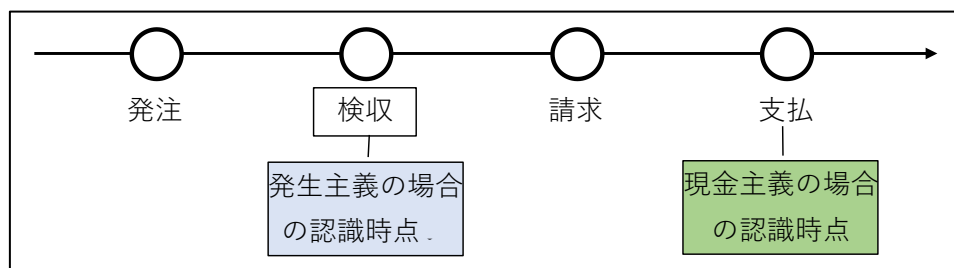


図 3-1 物品購入の場合の認識時点の比較

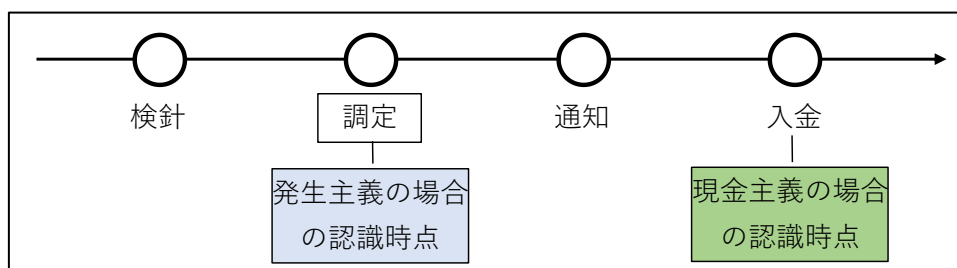


図 3-2 使用料収入の場合の認識時点の比較

3.3.2 期間損益計算

発生主義の考え方から、現金支出があってもそれが全て支出年度の費用とはならず、支出のうち、当該年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけが当該年度の費用として求められ、翌年度以降の収益に見合う部分は資産として繰り延べられるという期間損益計算が行われる。

期間損益計算において代表的な減価償却は、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具等、一般的に時の経過等により価値が減少する資産につき、その取得に要した金額を一定の方法で各事業年度の費用として配分する手続であり、その概要は以下のとおりである。

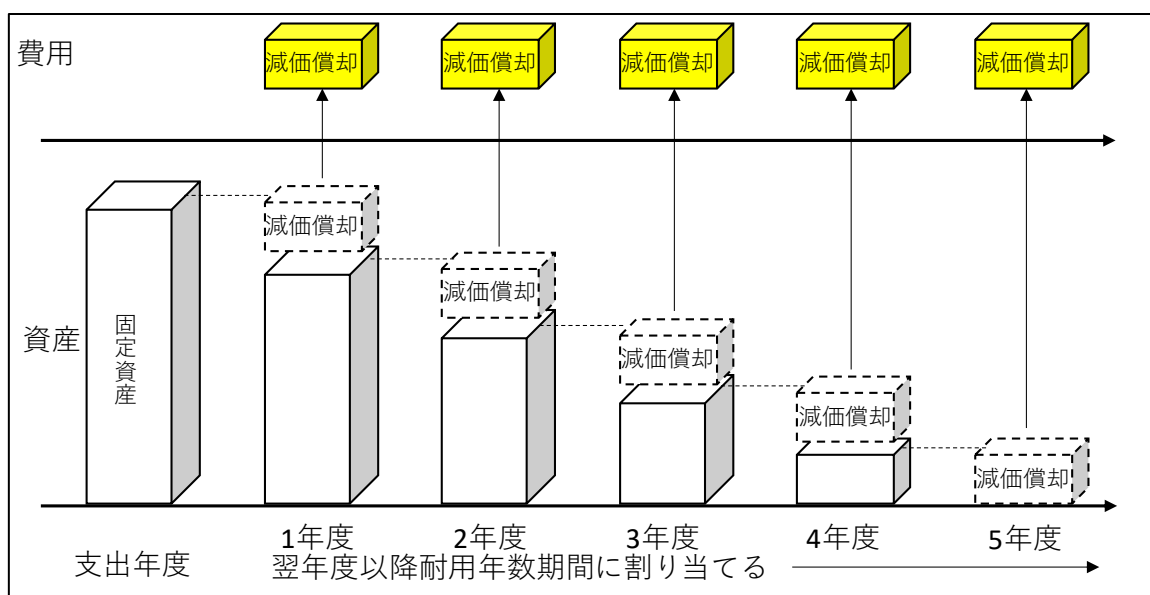


図 3-3 減価償却の概要

期間損益計算のもう一つの特徴的な会計処理である引当金は、則第 22 条において、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積もることができる、の 4 つの要件に合致する場合に計上を求められているもので、その概要は以下のとおりである。

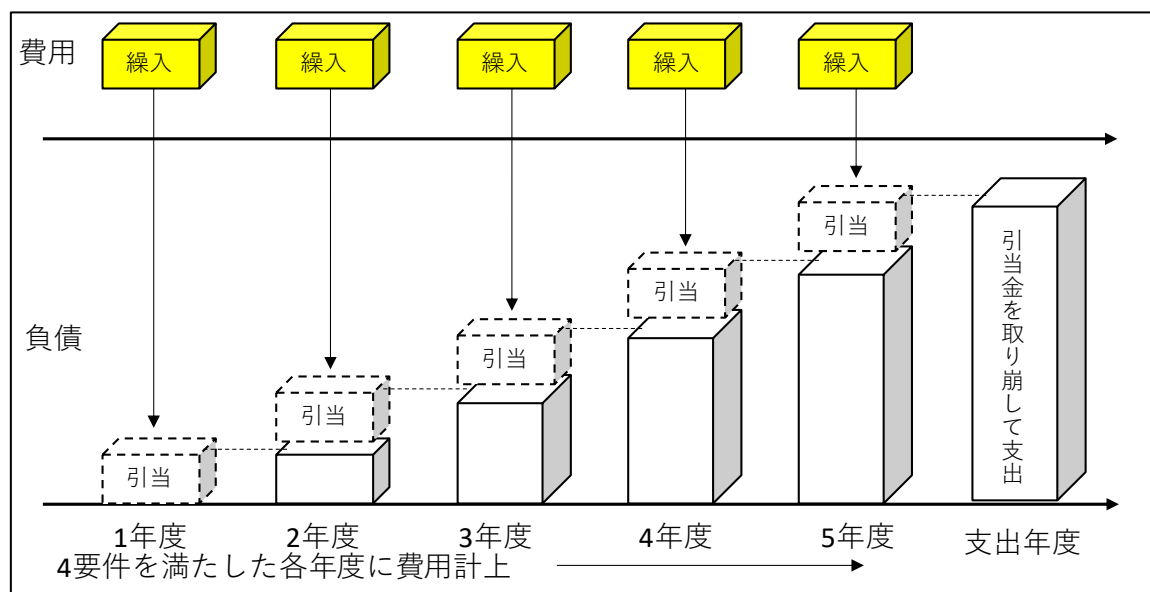


図 3-4 引当金の概要

地方公営企業における引当金として、退職給付引当金、修繕引当金、消費引当金、貸倒引当金等が想定される。

3.3.3 複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う記録方法である。

企業活動に伴い発生する各要素（資産、負債、資本、費用、収益）の増減を随時記録する方法であり、複式簿記の採用により各要素のある一定時点の適切な把握が可能になる。

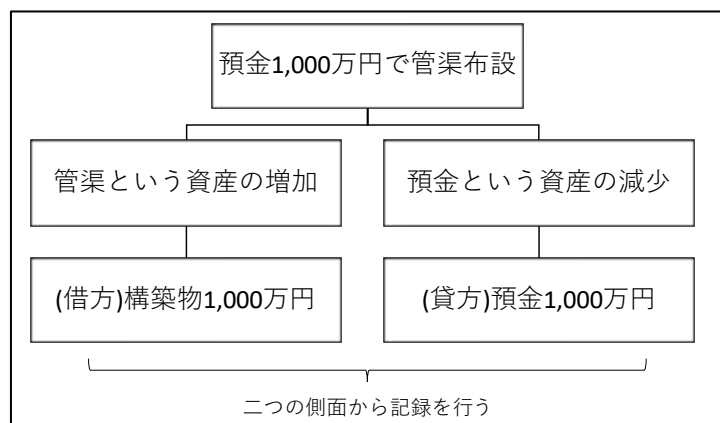


図 3-5 複式簿記のイメージ

3.3.4 資産、負債及び資本の概念

3.3.1 複式簿記の概念で記載した「資産、負債、及び資本」は、官公庁会計にはない概念であり、公営企業会計においては、「資産＝負債＋資本」という算式によって資本が算出され、「資産」と「負債及び資本」は常にバランスする（金額が一致する）。

「資産」は、当該事業の経営の活動手段である資金の運用形態（例：土地、建物、現金等）を示し、「負債及び資本」はその資産がどのようにして得られたかという調達源泉（例：資本金、企業債等）を示す。

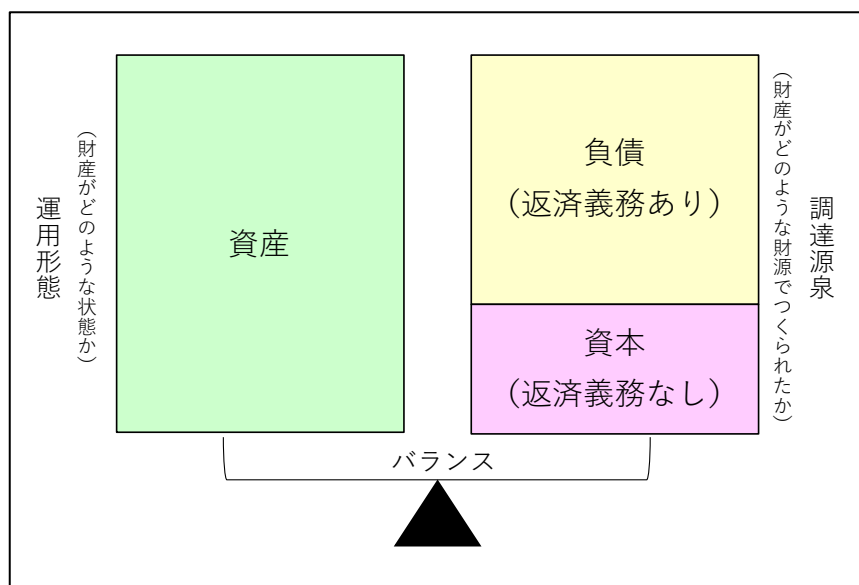


図 3-6 資産、負債及び資本の概念のイメージ

4 本町の下水道事業が法適用する目的

公営企業は、あくまでも地方公共団体の事務の一部である以上、地方公共団体の組織・運営、財政及び職員に関する基本法である、自治法、地財法及び地公法の規定が原則として適用される。

しかし、主として一般行政事務を規律することを目的として設けられているこれらの規定を、料金等で経費をまかなう点で企業性を発揮することが求められる公営企業の事業に全面的に適用したのでは、効率的・機動的な事業運営を行うことが期待できない面もある。

そこで、公営企業の効率的・機動的な事業運営を行う上で障害となる自治法、地財法及び地公法の規定の適用を排除し、そうした部分に係る特例として「地方公営企業法」が定められている。

4.1 本町の下水道事業が法適用する経緯

法の適用は、公営企業に一律に要求されるものではなく、法律上当然に適用される場合（当然適用）と地方公共団体の自主的な決定により適用される場合（任意適用）の2種類がある。

また、適用される規定の範囲について、法の規定の全部を適用する場合（全部適用）と法の規定のうち第3章を中心とする財務・会計に関する規定（以下「財務規定等」という。）のみを適用する場合（一部適用（財務適用））がある。

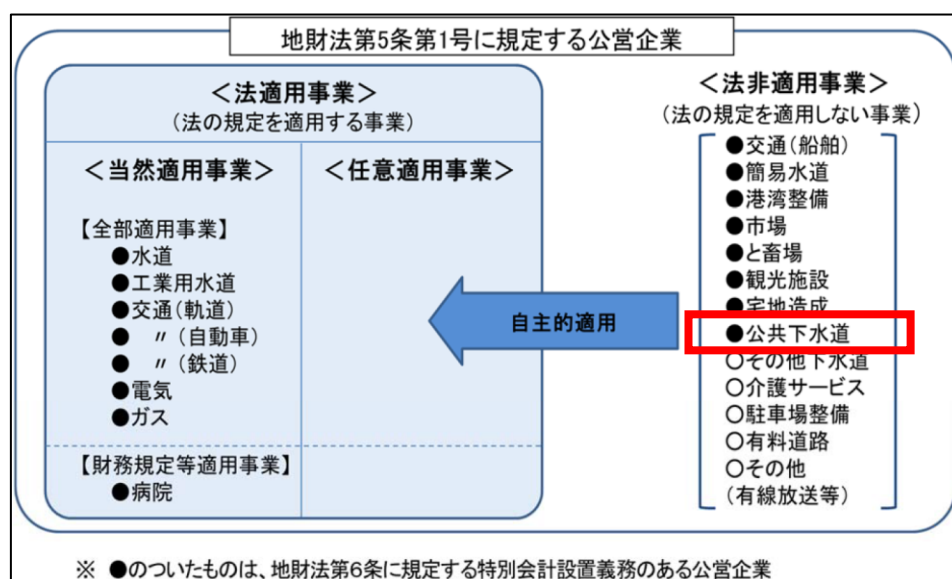


図 4-1 法の適用範囲

(総務省 「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」4頁)

公共下水道事業は、任意適用事業であるが、今後の急速な人口減少等に伴う需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、事業を取り巻く経営環境が厳しさを増してきており、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくために、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要となっている。

そのためには、公営企業会計の適用により、自らの経営成績及び資産を含む財政状態を比較可能な形で把握し、中長期的な経営の姿を的確に見通すことが重要となっている。

このような中、公共下水道事業については、総務省から、平成 27 年に人口 3 万人以上の団体に対して令和 2 年度からの公営企業会計の適用を要請され、さらに、平成 31 年に人口 3 万人未満の団体に対して令和 6 年度からの公営企業会計の適用を要請された。

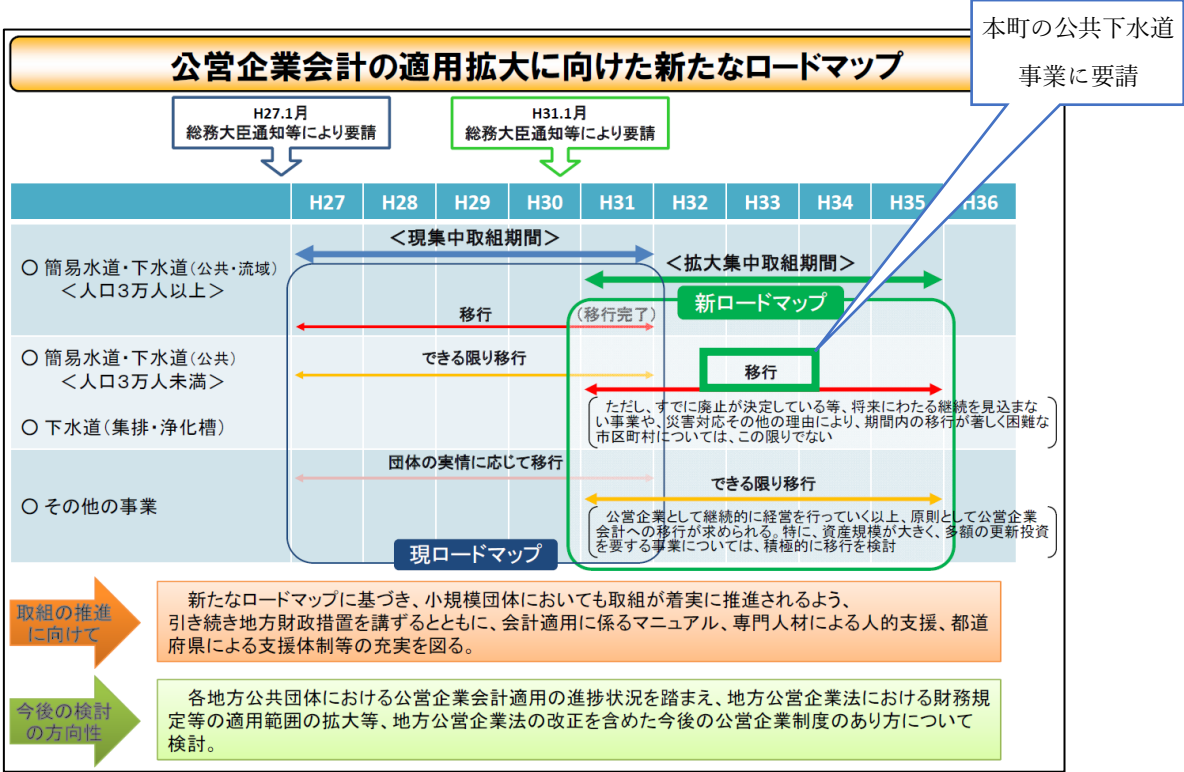


図 4-2 総務省平成 31 年 1 月 28 日 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議 資料 1 p21

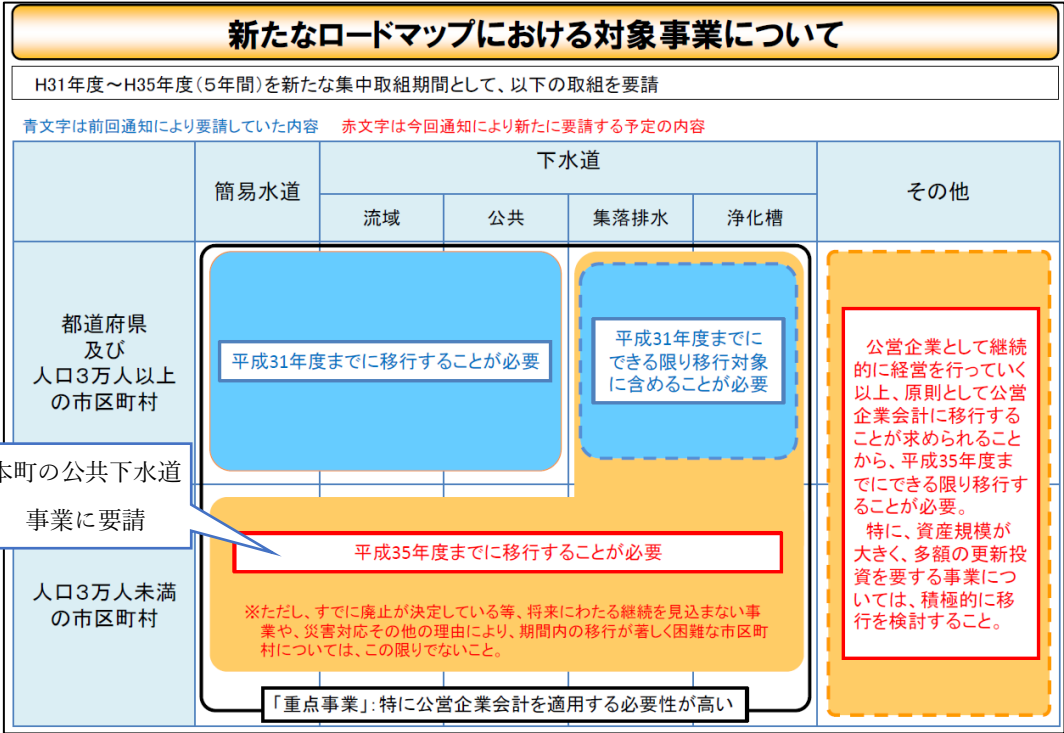


図 4-3 総務省平成 31 年 1 月 28 日 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議 資料 1 p22

4.2 法適用による効果

法適用の意義には、「経営の見える化」がなされて経営状況（損益情報・ストック情報等）の適格な把握等が可能となり、経営効率化と経営改革の推進と、より適切な責任説明を果たすことができるようになることが挙げられる。

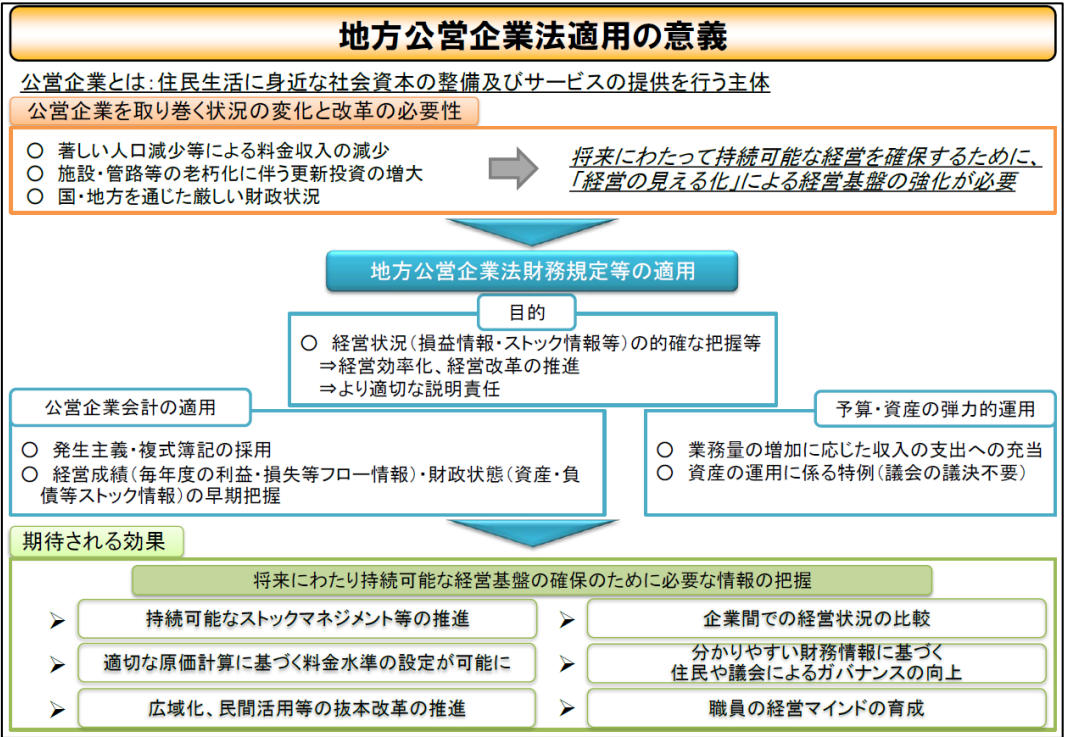


図 4-4 総務省平成 31 年 1 月 28 日 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議 資料 1 p23

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報を把握することにより、以下のような効果が期待される。

表 4-1 法適用化による経営上の効果

No.	項目	経営上の効果の概要
1	投資規模の見直し	老朽化施設更新後の損益状況を把握することで、施設規模のダウンサイジングが可能
2	更新投資推計	更新投資の合理的な推計を行うことが可能となり、「経営戦略」策定の必要性を認識することができる
3	原価算定	污水处理原価の適切な把握により、適正な使用料の設定や一般会計への説明が可能
4	整備手法見直し	適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができる
5	セグメント分類	セグメントごとの経営実態を把握することで、事業の負担のあり方の検討につなげることができる

（公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会 報告書(平成 27 年 3 月)資料 3 より）

4.3 本町の下水道事業が法適用する目的

4.1 に記載した総務省による要請への対応と、2.3 に記載した、本町の下水道事業の各課題、①水洗化率向上、②既存管路の長寿命化と、効率的かつ予防保全的な維持管理体制への移行、③将来的な財政力に見合う事業経営を安定的に継続できる体制づくり、④使用料の見直しの検討、への対応を目的として、本町の下水道事業を法適用する。

表 4-2 本町の下水道事業の課題と法適用の目的

No.	課題	経営上の効果	法適用の目的
1	水洗化率向上	原価算定	住民への合理的な説明を可能にする
2	既存管路の長寿命化 予防保全的維持管理体制	更新投資推計 整備手法見直し	適切なコスト計算と更新投資の合理的な推計により、日の出町公共下水道事業ストックマネジメント実施方針をより適切に実施することを可能にする。
3	財政力に見合う事業経営	原価算定	一般会計への合理的な説明を可能にする
4	使用料見直しの検討	原価算定	汚水処理原価の適切な把握に基づく使用料の見直しの検討を可能にする

5 地方公営企業法適用の基本方針

法適用の概要は以下のとおりである。

表 5-1 法適用の基本方針

1	対象事業	日の出町公共下水道事業
2	法適用時期	令和5年4月1日
3	法適用の範囲	一部適用（財務適用）
4	会計管理者への委任	会計事務等を会計管理者に委任

5.1 対象事業

法の趣旨等を鑑み、法適用の対象事業は、日の出町公共下水道事業のみとする。

5.2 法適用時期

法適用の時期は、固定資産整理及び評価の期間、移行事務の期間に無理が生じないこと、及び総務省による要請による期限間際を避けることを踏まえ、令和5年4月1日とする。

5.3 法適用の範囲

5.3.1 一部適用（財務適用）と全部適用

全部適用と一部適用（財務適用）の相違点は以下のとおりである。

表 5-2 全部適用と一部適用の相違点

項目	全部適用	一部適用（財務適用）
適用される規定	法の全ての規定 （組織・財務・職員＋総則・雑則）	財務規定等 （財務＋総則・雑則）
会計方式	公営企業会計	全部適用と同様
組織体制	・原則として管理者設置 ・管理者を置かない場合 ＝管理者の権限を長が行う	・管理者の権限は長が行う ・出納その他の会計事務及び決算について会計管理者に委任可
職員の身分	・企業職員 ・地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用 ⇒労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象 ・政治的行為の制限がない	・一般行政職員と同様 ・地方公務員法の適用 ・政治的行為の制限がある
経営上の特徴	・財務規定の適用で経理内容明確 ・議会の関与や長の指揮監督は最小限で企業自らの判断と責任で機動的経営	・財務規定の適用で経理内容明確 ・組織的には一般行政の一部であり、責任と権限は限られる。

5.3.2 管理者の設置

全部適用の場合、原則として管理者を設置するとされているが、条例の定めにより管理者を置かないことができる（法第7条）。管理者を置かない場合の管理者の権限は長が行う（法第8条第2項）。

管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他会計事務の執行等、地方公営企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う（法第9条）が、一部の権限（予算調製・議案提出・決算審査等）は長に留保される（法第8条第1項）。

一部適用（財務適用）の場合、管理者の権限は地方公共団体の長が行うが、管理者の権限のうち、出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、その全部又は一部を会計管理者に委任できるとされている（法第34条の2）。

5.3.3 組織体制

全部適用と一部適用（財務適用）の組織体制の相違点は以下のとおりである。

表 5-3 全部適用と一部適用の事務執行体制の相違点

項目	全部適用		一部適用（財務適用）	
	管理者設置	管理者非設置	会計管理者委任無	会計管理者委任有
人事給与、契約等 （法第15条）	管理者	管理者としての長	首長としての長	首長としての長
出納及び会計事務 （法第27・28条）	管理者	管理者としての長	首長としての長	会計管理者
委任⇒	企業出納員	企業出納員	企業出納員	出納員
予算調製 （法第24条）	首長としての長 （管理者が原案作成）	首長としての長 （管理者としての長 が原案作成）	首長としての長	首長としての長
決算調製 （法第30条）	管理者	管理者としての長	首長としての長	会計管理者

官公庁会計における出納及び会計事務、並びに決算調製については、会計管理者が実施しており、下水道事業における人員3名が事務を行っていないことから、事務の変更を最小限に抑えるために、出納及び会計事務並びに決算調製について会計管理者に委任することを基本として、会計管理者と協議する。

5.3.4 職員の身分等の整理

全部適用においては、職員について、法により企業職員として取り扱われ、法の特例的規定や地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の規定が適用されるが、他方、企業職員も地方公務員であり、法の特例的規定や地方公営企業等の労働関係に関する法律に特別の定めのあるものを除いては、自治法や地公法といった一般法の規定が適用される。

企業職員は、独立採算の建前の下に経営される企業に従事する職員であって、一般行政事務に従事するものではなく、その従事している業務はむしろ、民間企業における類似の業務と共通する性格を有している。したがって、その身分取扱いについても、地公法を全面的に適用することは適当ではなく、例えば、労働関係については民間企業の労働者と同様に労働組合の結成、加入及び団体交渉等を認めてしかるべきであるとされている。

また、給与についても、公営企業の管理及び運営に関する事項に当たらない限りにおいては、これを団体交渉の対象とすることができるため、条例で定めるのはその大枠のみとし、細目は、管理者が定めることが適当であるとされている。

5.3.5 一部適用・全部適用のメリット・デメリット

任意適用事業である公共下水道事業の法適用では、法の全ての規定を適用する全部適用と、法の財務規定等のみを適用する一部適用（財務適用）を選択することが可能である。

表 5-4 一部適用・全部適用の特徴

項目	全部適用		財務適用	
事務体制	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に事務委任しない	会計管理者に事務委任する
組織の独立性	非常に高い	高い	やや高い	低い
町長部局との関連性	低い	やや低い	やや低い	高い
下水道部局の事務量	多くなる	やや多くなる	やや多くなる	あまり変わらない
法適用の準備業務	多い	多い	少ない	少ない
現状との事務の変更点	多い	やや多い	やや少ない	少ない

全部適用では、原則として管理者が設置され、職員の身分が一般行政とは異なる企業職員となり、経営の独立性をより確保できるメリットがあるが、職員数が 3 名の本町の下水道事業においては、一般行政組織と別の組織・企業職員とするメリットよりも、事業に比して組織等が肥大化するデメリットの方が大きい。

また、歳入に関して一般会計繰入金の割合が高く一般行政側とのコミュニケーションが重要であり、4.3 に記載した本町の下水道事業が法適用する目的に対しては、財務規定等の適用のみで対応可能である。

5.3.6 本町における法適用の範囲

以上より、法適用の範囲は、一部適用（財務適用）とし、出納及び会計事務並びに決算調製について会計管理者に委任することとする。

5.4 法適用スケジュール

法適用のスケジュールは以下のとおりである。

区分	移行事務内容	R2	R3	R4				R5			
				4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
移行事務 の準備	事務内容とスケジュール把握										
	基本方針の検討										
	基本計画の策定										
固定資産 台帳 の整備	固定資産台帳の整備										
	台帳整備の準備										
	・資料収集等										
	・スケジュールの作成										
	・体制の検討等										
	・その他（仮調査など）										
	資料情報の整理										
移行事務	関係部局との調整										
	組織・体制の検討										
	職員研修										
	条例・規則等の制定・改正										
	出納取扱金融機関										
	勘定科目等の設定										
	予定開始貸借対照表の作成										
	新予算の編成										
	打切決算 準備（補正予算等）										
	打切決算 決算書の作成										
	打切決算 消費税当の申告										
	税務署へ届出・総務省へ報告										
各種シス テム導入 検討業務	導入システムの検討・選定										
	システム導入										
	テスト										
	システム運用										

⇒法適用

図 5-1 法適用のスケジュール

6 固定資産調査及び評価業務

6.1 目的と対象資産

6.1.1 固定資産調査及び評価業務の目的

「地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生的事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない」（法第 20 条第 2 項）とされている。法非適用企業では公営企業会計に必要となる資産情報が整理されていないため、法適用に伴い保有する固定資産の調査と評価を実施し整理を行う必要がある。

固定資産調査及び評価業務では現有資産を把握するために関連図書の整理等を実施し、法適用時（令和 5 年 4 月 1 日）における簿価（帳簿価格）の算定、固定資産台帳の作成を行う。また、作成した固定資産台帳を管理していくために、別途導入を予定する公営企業会計システムで使用可能な形式でデータ化を行う。

6.1.2 固定資産調査及び評価業務の対象資産

資産調査業務の対象となる資産は、法適用の前年度までに運営する下水道事業が取得し現に保有するすべての固定資産である。なお、令和 3 年度までの固定資産は決算額が確定しているため資産額の正確な把握が可能であるが、令和 4 年度の固定資産については決算額が未確定のため取得予定の資産として整理を行う。

対象資産は概ね以下のとおりである。

- （１）有形固定資産（土地、建物、構造物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定その他の有形固定資産）
- （２）無形固定資産（地上権、施設利用権、その他の無形固定資産）
- （３）投資（その他の資産に属する資産）

6.2 作業項目

6.2.1 資産調査及び管理単位の整理

固定資産の調査においては、事業運営に適した資産整理単位（1つの台帳を構成する基準）を取決める必要がある。この資産整理単位により固定資産の管理精度、調査や管理にかかる事務量が異なる。

資産整理単位については、下水道事業の特性を考慮した手法として、公益社団法人日本下水道協会における「下水道事業における公営企業会計導入の手引き」に「簡易整理手法」「標準整理手法」「詳細整理手法」が示されており（表 6-2）、本町においてもこれに準じた手法を採用する。

固定資産を効率的に管理するために、資産整理単位は「標準整理手法」によるものとし、以下の固定資産を表示単位毎に整理するものとする。なお、管路施設は管渠、人孔、枥、取付管等で構成されているが、耐用年数が同じであるため区分は行わずに一括し管路施設として整理する。マンホールポンプは管路施設であるが、耐用年数が管渠等と異なるため資産計上単位を検討する必要がある。

表 6-1 固定資産の管理単位の整理

1	土地	①1 筆単位で 1 つの台帳を作成する。 ②数量単位は地積(m ²)とする。
2	構築物 (管路施設)	①管路施設を工事単位で区分管理する。 ②数量単位は延長(m)とする。
3	工具器具及び備品	①10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のものを管理する。 ②台帳整理単位で整理を行う。
4	その他	①1 筆単位で台帳を作成する。 ②数量単位は地積とし、台帳/登記/地積と現況地積が相違する場合は、現況地積とする。

今後の固定資産管理を適切に行うため管路施設については整理した固定資産と実態資産（施設）を管理している下水道台帳システムデータと照合を実施する。

表 6-2 資産整理単位別整理表

項目	※参考 簡易整理手法	標準整理手法	標準整理手法 (下水道台帳等により実 体資産との突合も行う場 合)	詳細整理手法
概要	勘定科目・耐用年数区分	管路：工事毎に整理 施設：主要機器単位 雨污水区分の明確化	管路：工事毎に整理 施設：主要機器単位 雨污水区分の明確化 実体資産との突合	管理システムを活用し資 産整理。管理システム構 築が必要。
調査資料	決算書、決算説明書、工 事履歴、決算統計、施設 工事設計書	「簡易手法」調査資料＋ 設計書、完成図書、下水 道台帳、備品台帳、土地 台帳、補助申請図書等	「簡易手法」調査資料＋ 設計書、完成図書、下水 道台帳、備品台帳、土地 台帳、補助申請図書等	標準手法と同様
整理単位	勘定科目	勘定科目 ＋工事＋施設構成	勘定科目 ＋工事＋施設構成	勘定科目 ＋工事 ＋管種口径別延長 ・設備機器単位
作業の難易度	資料は工事台帳や設計書 程度である。専門的な知 識は必要としない。	資産が多様多様となる。 有る程度の専門知識が必 要。	資産が多様多様となる。 有る程度の専門知識が必 要。	資産調査に加え管理シス テム作成する。完成図書 などの専門知識が必要。
作業期間	短期間 (約1年)	やや長期 (1～2年)	長期 (2～3年)	長期 (2～3年)
直営の作業可否	可能 委託の場合でも安価	可能 組織体制の整備が必要 日常業務への負担が大きい	可能 組織体制の整備が必要 日常業務への負担が大きい	一部、委託が必要 管理システム作成部分
委託費	安価	やや高価	高価 (突合作業)	高価 (システムの導入費必 要)
資産数	少	やや多	やや多	多
減価償却費・長 期前受金戻入の 観点	実体とそぐわない 経理上の資産と実体資産 との乖離あり	実体と有る程度一致 特に問題なし	実体と有る程度一致 特に問題なし	標準整理手法と同様
異動処理	除却資産の特定が困難	比較的簡単に除却特定が 可能（工事情報から）	確実に除却特定が可能 （台帳の情報から）	確実に除却特定が可能 （台帳システムの情報か ら）
新規登録	台帳等の新規情報構築の 運用が必要 ※法適用後の登録は標準 か詳細での整理が必要	やや簡単	台帳等の新規情報構築の 運用が必要	台帳等の新規情報構築の 運用が必要
総括	調査・整理には時間とコ ストはかからないが、法 適後の運用において、実 体資産と固定資産の乖離 が発生することが懸念さ れる。	処理場資産は、資産の内 容が明確となる。管路 は、除却資産の特定等 において苦慮することが考 えられる。 法適後に下水道台帳と突 合することでも対応は可 能	処理場、管路共に法適後 に除却した固定資産を固 定資産台帳から特定す ることが容易となる。 登録資産と実体資産の間 で乖離が生じにくい。	処理場、管路共に法適後 に除却した固定資産を固 定資産台帳から特定す ることが容易となる。 登録資産と実体資産の間 で乖離が生じにくい。 管路が管種口径別である ため、アセットマネジメ ントへの活用も考えられ る。ただし、法適後の固 定資産台帳の管理が重要 である。

6.2.2 資産整理における作業項目の主なもの

資産整理における作業項目の主なものは、以下のとおりである。

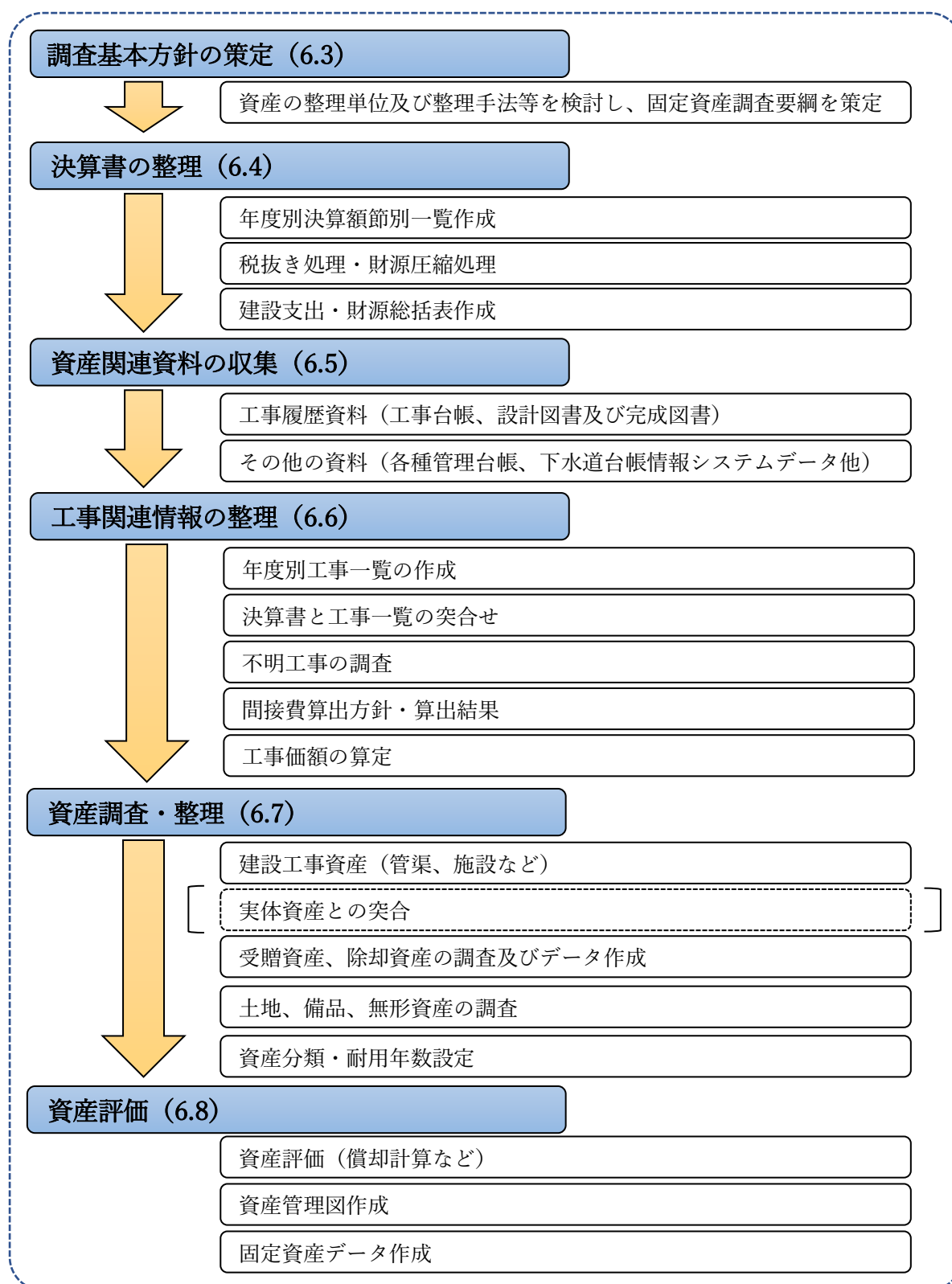


図 6-1 準整理手法における作業フロー

（「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015 年版-」（公益社団法人 日本下水道協会）p48 より作成）

6.3 調査基本方針の策定

6.3.1 固定資産調査要綱の策定

固定資産調査業務を実施するにあたり、資産の整理単位及び整理手法等を検討し、固定資産調査要綱を策定する。固定資産調査業務の進捗により変更した箇所については適宜修正を行う。

6.4 決算書の整理

過年度の歳入歳出決算書を年度別に整理し、決算事項別明細書の節別に事業費を把握する。建設に係る支出を特定、抽出し、税抜処理を行うとともに、資産の取得に要した財源を整理し、「建設支出総括表」として取りまとめる。

建設収支の均衡を図るため、建設支出歳出額（税 抜額）をもとに、平成元年以降の財源について、消費税及び地方消費税の圧縮処理を行う。

決算書整理の作業フローは以下のとおり。

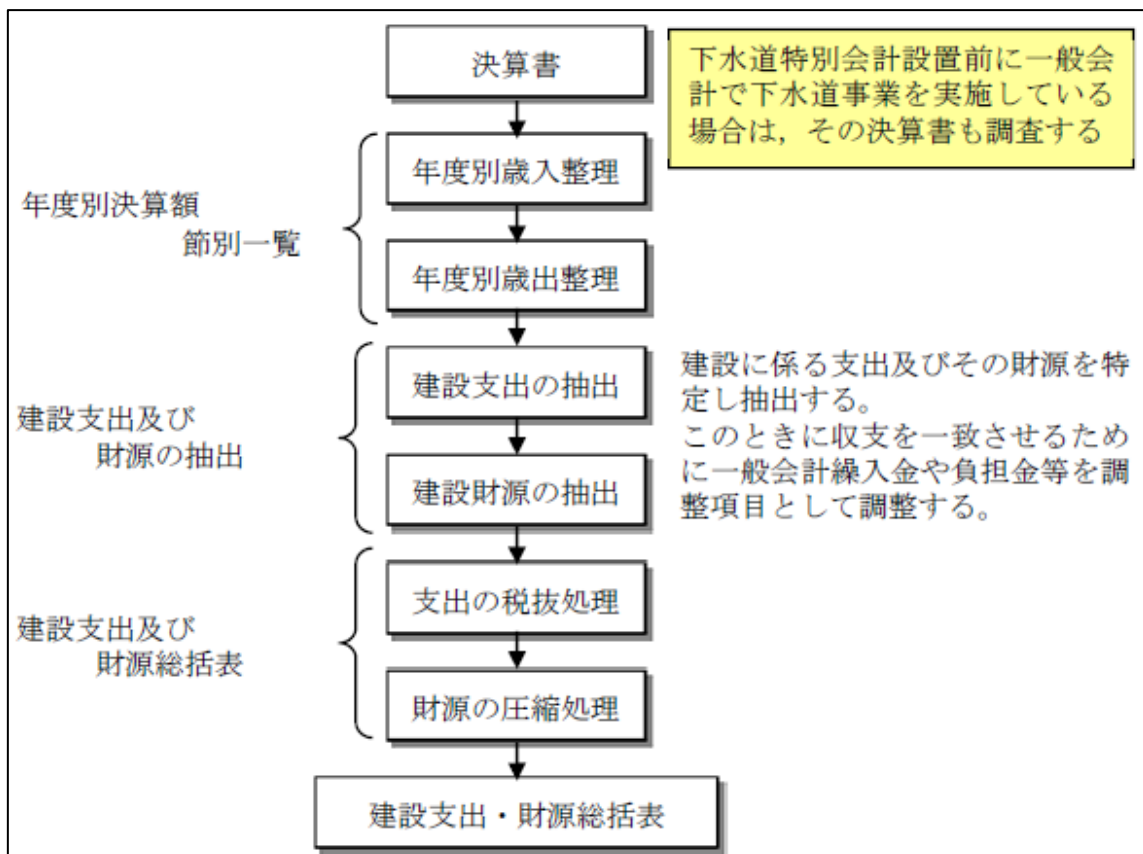


図 6-2 決算書整理作業フロー

（「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015 年版-」（公益社団法人 日本下水道協会）p50）

6.5 資産関連資料の収集

資産関連資料の保管状況は概ね以下のとおりである。調査過程で必要と認められる資料については追加で調査を実施し、適宜追加を行う。

表 6-3 資産関連資料

資料種別		資料名	資料時点
決算書及び決算 附属資料	決算書	一般会計決算書	S54～S57
		下水道事業特別会計決算書	S58～R03
	決算附属資料	一般会計	S54～S57
		下水道事業特別会計	S58～R03
工事関連資料	工事台帳	工事一覧表（工事諸費費）	H14～H19
		都市づくり公社・新都市建設公社	H14～H19
		都市づくり公社 精算調書	S60～H08
		契約書	H07, H10, H12, H13
	起債台帳 補助申請委資料	起債関係資料	S60～H17, H19
		流域建設負担金関係	H58, H59, H02～H21
		NTT債・特債関係（無利子貸付金貸付申請書）	H01, H02, H05, H06, H13～H14
		補助申請（国費・都費関連）	S60～H19
		緊急整備事業助成金関係	S63～H03
		設計図書	S60～H19
設計図書及び完成図書	設計図書及び完成図書	マンホールトイレ設計図書	H28, H29, H30
各種管理台帳	備品台帳	備品台帳	
	機器管理台帳	マンホールトイレ購入関係綴	H29, H30
下水道台帳情報システム	システムデータ	マンホールポンプ一覧表	
	竣工図ファイリングデータ	下水道台帳データ	R01
その他	開発・受贈関連資料	竣工図	R01
		日の出団地関連資料	
		三吉野桜木土地区画整理組合関係	
	工事負担金関連資料	パークタウン関連資料	
		ニッ塚広域処分場関係綴	
		谷戸沢広域処分場関係綴	
	土地売買契約書等	地上権設定契約（日本セメント）関連資料	
	認可図書	認可図書	H27（最新）

6.6 工事関連情報の整理

6.6.1 年度別工事一覧の作成

資産評価の基礎資料として、過年度に実施した工事について「年度別工事一覧」として取りまとめるものとする。また、年度ごとに決算書との整合を確認するものとする。なお、修正及び追加にあたっては、固定資産の整理単位を考慮し行う。

整理する工事情報は以下のとおりとする。

表 6-4 整理する工事情報

1	予算年度
2	工事番号
3	工事名称
4	完了年月日
5	請負願（税込額及び税抜額）
6	排水の区分

6.6.2 間接費の把握

工事価格の算定のため、資産の取得に必要な間接的経費を整理したうえで配賦し、資産ごとに財源の配分を行う。

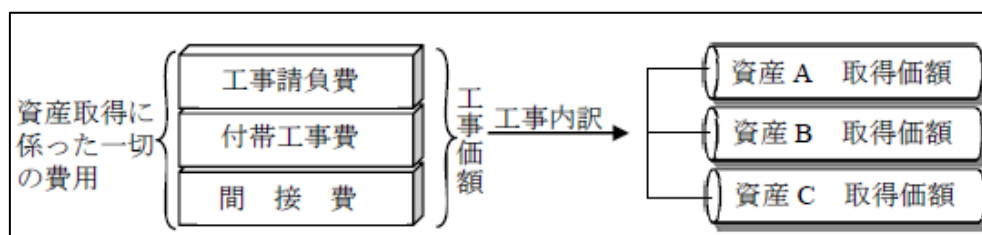


図 6-3 工事価額から取得価額算出のイメージ

（「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015 年版-」（公益社団法人 日本下水道協会）p28）

6.7 資産調査・整理

6.7.1 下水道事業における固定資産の区分

任意適用事業である下水道事業の資産については、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」（平成 24 年 10 月 19 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）によって、同通知に定める勘定科目表に準じて区分することとされている。

6.7.2 下水道事業における固定資産の耐用年数

実際の耐用年数ではなく、会計上の耐用年数であり、公営企業においては則別表第 2 号及び第 3 号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」別紙 2 に記載されている年数となる。

当該固定資産を取得後に公営企業会計に移行した場合には、移行時の残耐用年数となる（当初取得時の耐用年数から公営企業会計移行時までの経過年数を控除した年数となる）

表 6-5 本町で使用する主な固定資産台帳の耐用年数

種類	構造又は用途	耐用年数	規定
構築物	下水管渠、人孔及び枳	50	簡易
機械及び装置	電気設備	20	則
	計測設備	10	則
	ポンプ設備	20	簡易
車両及び運搬具	貨物自動車（軽自動車以外）	5	則
	その他自動車（軽自動車以外）	6	則

則：地方公営企業施行規則別表第 2 号、

簡易：地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について別紙 2

表 6-6 有形固定資産の区分表の例

区 分		説 明
有形固定資産	土地	事務所、施設用等のための用地等
	事務所用地	庁舎等専ら事務所のために用いる用地
	施設用地	管路、中継ポンプ場、処理場用地等施設のために用いる用地
	その他用地	倉庫等上記以外の用地
	建物	事務所、施設用等の建物であり、建物に付属する電気、冷暖房、換気等の設備を含む
	事務所用建物	庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
	施設用建物	ポンプ場、処理場等の施設用建物
	その他建物	倉庫等上記以外の用に供されている建物
	構築物	下水管路等土地に定着する土木施設及び工作物
	管路施設	排水用の管路、人孔、ます等の施設
	ポンプ場施設	下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
	処理場施設	下水処理のための施設
	その他構築物	上記以外の構築物
	機械及び装置	下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置
	電気設備	下水設備の受配電設備、変圧器設備等
	ポンプ設備	ポンプ設備等
	処理機械設備	下水の処理に要する設備等
	その他機械及び装置	上記以外の機械及び装置
	車両運搬具	自動車、車両及びその他陸上運搬具
	工具、器具及び備品	機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上のもの
	リース資産	リース契約の内容によってリース資産計上対象となったもの
	建設仮勘定	資産の取得を行ったが、未完成等により当該資産が供用されない場合など
	その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産

注) 有形固定資産とは、営業の用に供する目的をもって所有する資産で、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の工具、器具及び備品等をいう。
(「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015 年版-」(公益社団法人 日本下水道協会) p34)

表 6-7 無形固定資産の区分表の例

区 分		説 明
無形固定資産	営業権	企業信用などにより超過収益力をもたらす権利
	借地権	借地借家法に規定する権利
	地上権	民法第 265 条に規定する権利
	特許権	特許法第 66 条に規定する権利
	ソフトウェア	その利用により将来の収益獲得等が確実であると認められるソフトウェアなど
	リース資産	無形固定資産に属するリース資産
	施設利用権	電気供給施設利用権、ガス供給施設利用権等
	流域下水道施設利用権	流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
	投資その他資産	
投資その他資産	水洗便所改造資金等貸付金	水洗便所改造及び宅地内排水設備工事費に対する長期貸付金
	出資金	外郭団体その他に出資した資金等
	基金	基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
	その他資産	上記以外の投資

注) 無形固定資産とは、有償で取得した借地権及び地上権等をいい、有償で取得したものに限る。
投資とは、長期的な投資に該当するもの等をいう。
(「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015 年版-」(公益社団法人 日本下水道協会) p35)

6.8 資産評価

6.8.1 資産評価と固定資産データ作成

分類整理された資産について、取得時期、取得価額、耐用年数による減価償却計算をもとに、企業会計開始時の令和5年4月1日時点の帳簿価額を算定する。

年度別の「固定資産一覧表」を作成する。この際には、長期前受金として計上する財源内訳が把握可能とできるよう留意する。

法適用に伴い新たに導入する固定資産管理システムにコンバート可能な形式での固定資産データを 作成する。

6.8.2 資産管理図作成

整理した固定資産と実態資産（施設）を管理している下水道台帳システムデータと照合を実施する。工事番号もしくは資産登録番号と下水道台帳システムデータの照合結果をとりまとめ「資産管理図」を作成する。

照合により、以下のような不整合を抽出し資産の重複、欠落等を防止する。

- (1) 工事竣工図にあるが下水道台帳システムに登載されていない。
⇒除却資産、下水道台帳システムへの搭載漏れの可能性
- (2) 下水台帳システムにあるが工事竣工図資料がない。
⇒調査漏れの資産、資料不足、不明資産の可能性
- (3) 複数の工事竣工図が下水道台帳システムの同一箇所と照合
⇒除却資産、資産の重複の可能性

6.9 資産評価における個別検討事項

6.9.1 受贈資産の取り扱い

取得時期、取得原因、取得内容等を調査の上、取得価額を推定する。推定にあたっては、実績単価表を使用するが、実績単価表に抛りがたい場合や、類似工事のない場合は、仮想設計により現時点での価格を求め、デフレータを用いて取得得価額を決定する。また、調査結果は受贈資産一覧表としてとりまとめる。

6.9.2 除却資産の取り扱い

除却資産について、設計書、工事関係資料、下水道台帳図、竣工図、受贈関係資料及び資産整理図をもとに、除却済みと判断した施設情報を調査抽出し、除却資産一覧表としてとりまとめる。

6.9.3 不明資産の取り扱い

設計書、工事関係資料、下水道台帳図、竣工図及び受贈関係資料等で確認できなかった資産については、不明資産として、資産整理単位を検討の上、施工年度、取得原因、取得価額を推定する。

工事関係資料により、工事請負額が個別に把握可能な場合は、把握可能な資産単位の中で、請負額に合わせて、工事毎に不明資産の取得価額を設定する。

推定にあたっては、実績単価表を使用するが、実績単価表に抛りがたい場合や、類似工事のない場合は、仮想設計により現時点での価格を求め、デフレーターを用いて取得時価額を決定する。また、調査結果は不明資産一覧表としてとりまとめる。

7 法適用移行業務

7.1 法適用移行業務の概要

法適用に伴い、必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるための移行事務には以下のようなものがある。

表 7-1 移行事務の項目

No.	事務の項目
1	会計勘定科目等の設定
2	例規等の作成等
3	予算作成等
4	関係部局との調整等
5	職員研修
6	打ち切り決算・開始貸借対照表作成
7	収支計画策定

会計勘定科目等の設定については、関係法令や本町下水道事業の事業内容と資産内容等に基づき、法適用後に必要な勘定科目及び予算科目を検討し、設定する。

予算科目及び勘定科目の設定では、一般的に、則第2章（第3条～第7条）及び則別表第1号に定める勘定科目表の区分並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」及び「地方公営企業の会計規程（例）について」を考慮することとなる。

予算作成等については、資産調査及び評価の結果、予算書、引継現金、未収金及び未払金等の把握に基づき、令和5年4月1日時点の予定開始貸借対照表を作成するとともに、令和4年度の打ち切り決算準備及び令和5年度の予算調製を行う。

7.2 例規等の作成等について

例規等の作成等については、本町下水道事業に地方公営企業法を適用するために必要となる条例及び規則等を整理するとともに、新設・改廃案を作成し、本町で必要な新設・改廃手順を経て例規等の新設・改廃等を行う。

全部適用と一部適用（財務適用）それぞれで、必要となる条例その他規程の制定及びその他手続の主たるものは、以下のとおりである。

表 7-2 例規等の制定・改廃その他の主たるもの

区分	条例・規則等の名称	根拠法令等	全部適用	財務適用	備考
総則	①地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例の制定	法第4条	○	○	
組織	②管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置く場合、その旨の条例の制定	法第7条ただし書	○		必要がある場合のみ
	③企業管理規程の制定	法第10条	○		
	・必要な分課の設置に関するもの	法第9条第1号	○		
	・企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関するもの	法第9条第2号	○		
	・企業の会計事務の処理に関するもの（会計規程）	則第2条	○		
	・入札保証金及び契約保証金の率又は額	令第21条の15	○		
	④管理者の権限に属する事務を処理させるための必要な組織に関する条例の制定	法第14条	○		
	⑤任免についてあらかじめ長の同意を必要とする企業の主要な職員を定める規則の制定	法第15条第1項ただし書	○		必要がある場合のみ
財務	⑥二以上の事業を通じて一の特別会計とする場合には、その旨の条例の制定	法第17条ただし書	○		必要がある場合のみ
	⑦予算の調製及び議決	法第24条第2項	○	○	
	⑧企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定・告示	法第27条ただし書 令第22条の2第3項	○	○	必要がある場合のみ
	⑨予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例の制定	法第33条第2項	○	○	必要がある場合のみ
	⑩職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例の制定	法第34条	○	○	必要がある場合のみ
	⑪企業出納員及び現金取扱員の任命	第28条第2項	○	○	
	⑫企業の会計事務の処理の特例に関する規則（会計規程に相当するもの）の制定	法第34条の2 則第2条		○	
	⑬入札保証金及び契約保証金の率又は額を定める規則の制定	法第34条の2 令第21条の15		○	
	⑭出納その他の会計事務及び決算の事務の全部又は一部を会計管理者に行わせる場合には、その旨の条例の制定	法第34条の2ただし書		○	必要がある場合のみ
身分取扱	⑮企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定	法第38条第4項	○		
雑則	⑯企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定のうち議会の議決すべきものを定める条例の制定	法第40条第2項	○	○	必要がある場合のみ
	⑰企業の業務状況を説明する書類に関する条例の制定	法第40条の2第1項	○	○	
その他	⑱企業の資産について再評価を行ったものとみなす場合には、その旨の議会の議決	令附則第9項	○	○	必要がある場合のみ

（総務省 「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」46頁）

7.3 関係部局との調整等

町内関係部局等との協議が必要となる項目は以下のとおり。

表 7-3 移行事務の項目

法適用事務	主な調整・検討事項	関連部局
組織	移行後の職員給与事務フローの整理	総務部局 首長部局
	人事関係の調整	
	他局別館の維持管理費（光熱水費）の対応	
出納その他の 会計事務	会計管理者への事務委任の範囲	会計部局
	出納事務のフロー	
	口座管理について	
契約事務	契約検査事務、事務に対する経費について	契約部局
人事給与	事務の分掌	総務部局
	人事給与システムの運用	財務部局
金融機関	出納取扱金融機関（指定予定）の銀行本店及び総括店に協力依頼	金融機関 会計部局
	金融機関の関係者に対する法適用実施スケジュールの概要説明	
	金融機関の関係者との契約書、協定に関する打合せ	
	収納取扱金融機関（指定予定）の金融機関に対する説明会の開催	
	各金融機関から指定を受けることの内諾書を受理	
	指定する金融機関、契約、協定書及び担保の徴収について決裁	
	企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認	
	年度末前後の収納金の扱いについて	
条例	条例・規程の改正スケジュールの整理	総務部局
	条例・規程の新設・改廃（案）の作成	
	条例・規程（案）の決裁	
新予算編成	移行前年度の予算編成スケジュール調整	財務部局
	勘定科目、予算科目の検討	総務部局
	一般会計繰入金について	会計部局
	予算書の製本等について	
打ち切り決算	打ち切り決算スケジュール調整財務部局	総務部局 会計部局
	引継ぎ金及び収納事務の移行調整	
	移行前一般会計繰入金事務の確認	
税務署届け	税務署との調整（届けなど）	税務署
総務省報告	法適用異動報告書	都道府県庁
事務引継ぎ	会計管理者及び管理者相互間の事務引継ぎなど	首長部局
監査	例月監査の実施内容及び時期の確認（必要書類等の調整）	監査部局
	公営企業共通事項及び下水道事業独自事項の説明	
システム関連	導入システム	情報部局
	庁内LANに関する調整	
	ホームページ公表に関する調整	
その他	広報で組織等変更を住民等に周知する	
	移行前年度の起債の申請時期及び入金時期の調整	
	移行後の起債発行事務フローの確認（申請事務及び銀行折衝等）	
	移行後の一時借入金事務フローの確認（手順及び借入先等）	
	企業出納員、口座の印鑑や公印等を新たに製作	
	下水道関連施設の賠償責任保険等の申請手続き	
	関連機関等に組織変更に伴う名称変更の周知	

（「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-」（公益社団法人 日本下水道協会）p127）

7.4 職員研修

公営企業会計の基礎知識習得及び職員の経営意識の醸成を目的として、本町下水道事業に携わる全職員を対象とした職員研修会を実施する。研修は、地方公営企業法及び企業会計の仕組みと実務に関するものをテーマとする。なお、職員研修会は法適用までに3回とする。

表 7-4 職員研修計画案

回数	予定	対象者	No.	タイトル	内容	目的
1	R3 2月	下水道部門 会計部門 財政部門 実施済	1	法適用の意義	1.法適用に関する動向 2.なぜ公営企業会計への移行が必要か 3.地方公営企業を取り巻く法令等 4.法適用の進め方	法適用の推進の背景等を踏まえて、法適用が必要な理由、地方公営企業を取り巻く法令等を理解する。
			2	公営企業会計の概要	1.官公庁会計と公営企業会計の相違点 2.発生主義と現金主義 3.単式簿記と複式簿記	官公庁会計との対比により、何が変わるのか、また法適用を進める手続の背景にある公営企業会計の考え方を理解する。
			3	予算・打切決算の概要	1.官公庁会計と公営企業会計の予算の概要 2.歳入歳出予算と収入支出予算 3.打切決算	歳出規制を重視する官公庁会計の予算と、企業の効率的運営を第一と考える公営企業会計予算の主な相違点を理解する。また、打切決算の経過措置と資金繰りに関する留意点を理解する。
2	R4 7-9月	下水道部門	1	予算について	1.公営企業会計の概要（復習） 2.官公庁会計と公営企業会計の予算の特徴 3.官公庁会計の歳入歳出予算と公営企業会計の収入支出予算 4.その他の予算様式と予算の説明書 5.財務諸表について 6.予算編成・予算執行スケジュール	・官公庁会計予算と公営企業会計予算の相違点を理解する。 ・公営企業会計の予算の説明書における財務諸表の概要を理解する。 ・官公庁会計と公営企業会計の予算・決算手順・スケジュールの相違点と、法適用初年度予算の個別論点を理解する。
			2	決算について	1.官公庁会計の決算と公営企業会計の決算 2.移行前の決算（官公庁会計の決算） 3.移行時の決算（打切決算） 4.移行後の決算（公営企業会計の決算）	・官公庁会計の決算の概要と、公営企業会計の決算の概要を把握し、移行前後で決算がどのように変わるかについて理解する。
3	R5 1-3月	下水道部門	1	固定資産管理	1.法適用後の固定資産管理について 2.固定資産管理の対象について 3.固定資産台帳の整備の考え方 4.固定資産の取得から減価償却等までの全体像 5.支弁基準について	法適用後の固定資産管理の重要性と、固定資産管理の対象となる固定資産の特徴を踏まえて、固定資産管理で重要な減価償却に必要な情報の詳細を理解する。 あわせて、固定資産台帳の概要を理解し、法適用後の固定資産管理の流れの全体像を理解する。
			2	予算書の解説	1.公営企業会計による予算の概要 2.予算書 3.予算に関する説明書	予算書と予算に関する説明書について、実際の予算書を見ながら、その内容を把握する。 ・各項目の趣旨や予算書と関連する説明書 ・予算に関する説明書における留意事項
			3	法適用後に向けて	1.事務の違いと関係部局との事務分担 2.金融機関の相違 3.総務省への届出 4.税務署への届出 5.打切決算と法適用年度の補正予算	・法適用後に変更となる各種事務の概要を把握する。 ・法適用後に実施する事務の概要を把握する。

7.5 収支計画策定

収支計画の策定は、企業会計方式移行前に作成した財政計画や行財政健全化計画等、主要な施策との整合を図るとともに、法適用に伴う収支費用の変化を考慮し策定する。

また、将来に渡る収支状況や投資と財源のバランス、資金 収支の試算結果の分析・検証を通じて、将来に渡って安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本である「経営戦略」も考慮して収支計画の作成を行う。

7.6 公営企業会計システム導入検討

公営企業会計移行に伴う会計事務を円滑にするため、公営企業会計システム選定について、システム化範囲の検討、システム機能の検討等の導入方針を策定する。

（１）公営企業会計システムの実態調査

他部署において運用されている財務会計システム及びその他の公営企業会計システムの実態を調査し、導入に際しての課題等を整理する。

（２）システム導入に関する条件整理

システム化の範囲、利用台数、要求する機能並びに固定資産台帳データとの連携方法等について、導入するシステムに関する条件整理を行う。

（３）公営企業会計システム導入基本方針の策定

上記を取りまとめた財務会計システム導入基本方針を策定し、発注資料案を作成し、報告書に取りまとめる。

8 法適用に向けた課題

限られた職員数で通常の事務を行いながら、法適用の移行事務及び固定資産の調査・評価を行うことが必要になるとともに、法適用後には、固定資産管理や発生主義・複式簿記による公営企業会計に基づく予算・決算を行うことが必要となることから、公営企業会計に精通し、経営マインドを持った人材育成と、ノウハウの伝達が課題となる。

